



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

平成29年10月1日より

広島県最低賃金が改正されました

1時間当たり25円上がりました。お気を付け下さい！

平成29年9月30日まで

平成29年10月1日より

時間額 793円

時間額 818円

最低賃金に参入しない賃金

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②時間外、休日および深夜の割増賃金
- ③臨時に支払われる賃金および1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

《広島県社労士会セミナー開催のご案内》

有期雇用労働者の為の『無期転換ルールへの実務対応』について、中小企業主様や事務担当者様に分かりやすくまた豊富な経験に基づき実践に即したセミナーを予定しております。

日 時 平成29年11月28日(火)
 セミナー 13時30～15時30分
 個別相談会 15時30～16時30分
 会 場 メルパルク広島 6階 平成の間
 広島市中区基町6-36 TEL082-222-8501
 テーマ 「有期契約労働者のための無期転換ルールへの実務対応」
 料 金 無 料

セミナー参加FAX申込書

貴社名				TEL ()	-
ご住所	〒			FAX ()	-
No.	お役職	お名前	No.	お役職	お名前
1			3		
2			4		

申込先/吉田労務管理センター FAX (082) 227-3453

労働契約法のポイント

労働契約法は、労働契約に関する基本的なルールを規定した法律です。

有期労働契約とは、1年契約、6ヶ月契約など期間の定めのある労働契約のことです。

パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託など、いろいろな言い方で呼ばれていますが、こうした有期労働契約で働く全ての人が、この新しいルールの対象となります。

無期労働契約への転換

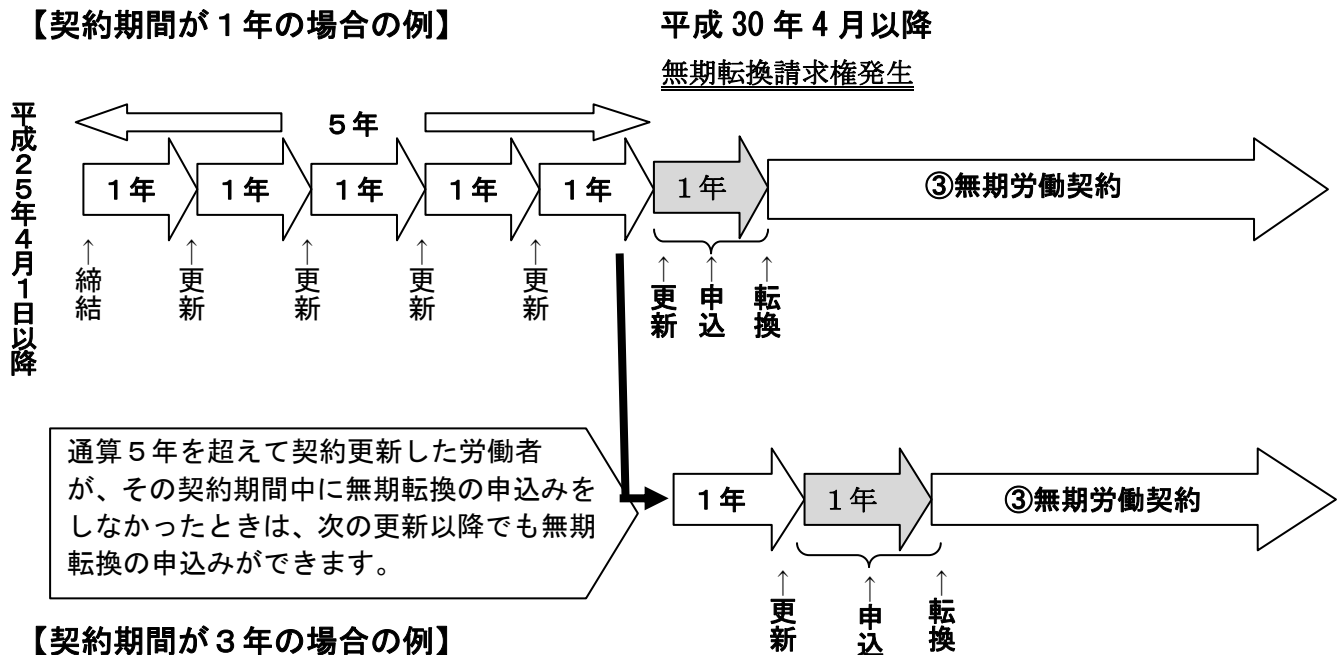
同一の使用者ととの間で、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換します。

このルールは、有期労働契約の乱用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ることを目的としています。

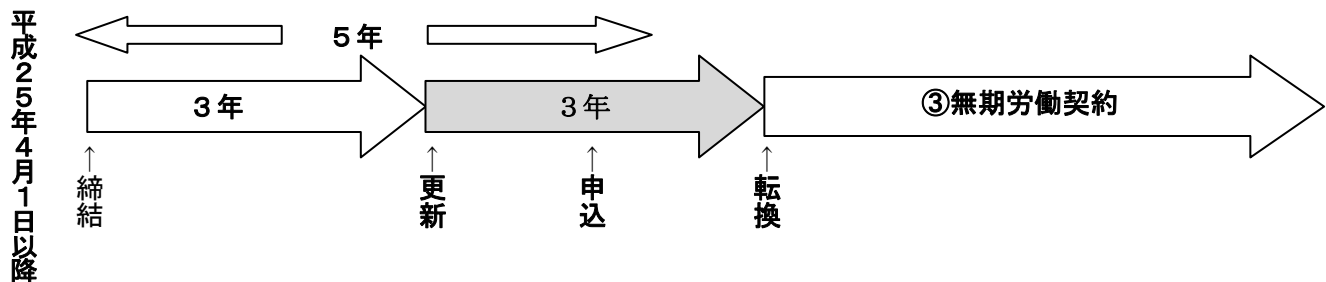
※通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含めません。

いつ無期転換の申込みができるか（無期転換の仕組み）

【契約期間が1年の場合の例】



【契約期間が3年の場合の例】



*無期転換ルールを避けることを目的として、有期契約満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限を一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

*今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。